

被害実態調査に関する報告書

2008年 9月

薬害肝炎全国原告団・弁護団

第1 はじめに

平成20年1月11日、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」（以下、「救済法」という）が成立し、薬害肝炎被害者の救済の途が開かれた。

救済法成立と同時に国との間で交わされた基本合意書には、①製剤の投与を受けた者の確認の促進、②恒久対策、③再発の防止が定められている。

これらを実現するためには、薬害肝炎の被害実態を総合的に調査・検討し、どうしてこのような悲惨な薬害が生じたのか、薬害被害者達はどのような被害を受けているのか、肝炎被害者の治療等の体制について何が必要とされているのかなどを明らかにすることが不可欠である。

しかしながら、いまだに薬害肝炎被害の実態について総合的な調査は行われていない。そこで、薬害肝炎全国弁護団は薬害肝炎全国原告団の団員を対象に薬害肝炎の被害実態の調査を行った。

調査対象者数901名、回答者数755名、回答率は約83%であり、薬害肝炎の被害実態をおおむね反映した調査結果となったと思われる。

第2 調査方法等

1 調査対象

本年6月26日までに提訴された薬害肝炎全国原告団の団員全員(901名、遺族を含むが遺族は複数あっても1名とカウントしている)を対象とした。

2 調査方法

別紙の被害実態調査票を薬害肝炎全国原告団の団員に送付し、同調査票に各自で書き込みをしてもらう方法により行った。

3 調査期間

本年7月中旬ころから順次、薬害肝炎全国原告団の団員全員に前記調査票を送付し、8月27日までに回答があったものをまとめた。

第3 調査結果

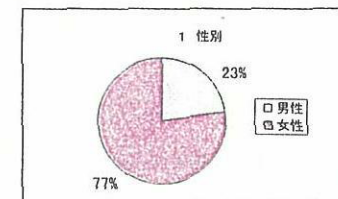
別紙調査結果一覧表のとおりの結果となった。

調査対象者901名に対し、755名から回答があり、回答率は83%強となった。

第4 分析

1 使用方法等

女性と男性の比率が77対23となっている(下図1・別紙第1の1)。



また、原因疾患としても出産などの産婦人科での使用が約6割であり、特にフィブリノゲン製剤が産婦人科で大量に使用されていたことが分かる(下図2・別紙第2の1、下図3・別紙第2の3)。

他方、心臓病が1割以上を占めており(心臓外科では糊としての使用が多いと思われる)、糊として使用されていた場合も相当程度あることが分かる。